

30. 不用品活用銀行 (ゆずります・ゆずってください)

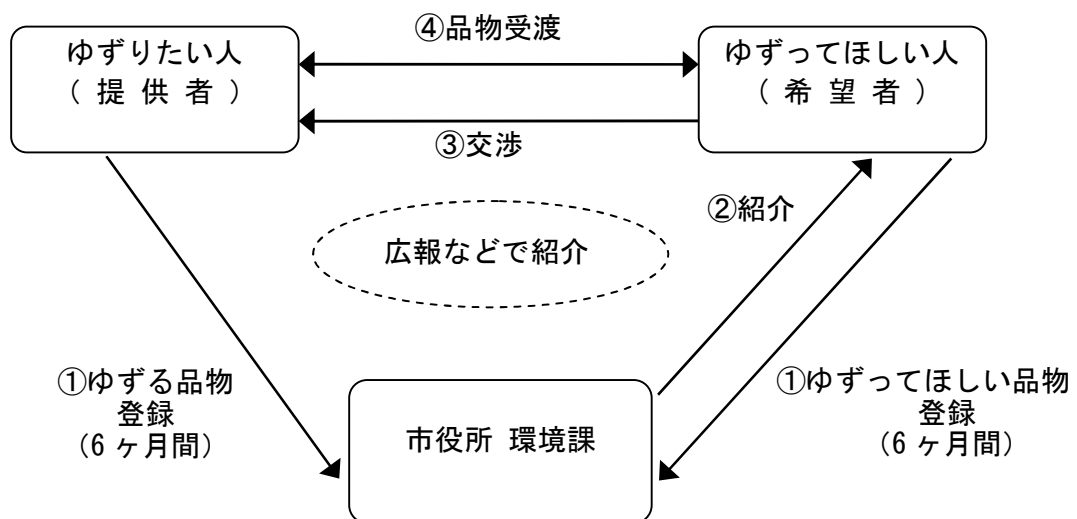
◆事業内容

家庭で不要となった品物を、必要とする方に譲ることを仲介する制度です。家庭から出されるごみの量を減らすとともに、再利用を体験して理解を深めていただくことを目的としています。

◆対象となる人

ゆずりたい品物や、ゆずってほしい品物がある、市内に住所を有する人

◆品物受渡の流れ



◆その他

市では品物の保管や預かりは行わず、当事者同士での受け渡しとなります。

また、電化製品や危険物は取扱いません。

なお、品物の登録期間は6ヶ月です。(登録期間が過ぎた場合でも、再度、登録可能です。)

◆申請・お問合せ先

市民生活部環境課 Tel 53-8421

メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp